

広域系統整備計画のコスト検証及びレベニューキャップ制度上の取扱い等に関するガイドライン（素案）

I 背景と目的

近年、広域系統整備計画（以下、「整備計画」という。）は、これまでに例のない大規模な投資や長距離海底直流送電など技術的なリスクなどから資金調達が難しいプロジェクトとなっており、一般送配電事業者や送電事業者（以下、「送電事業者等」という。）による必要な投資が停滞する可能性がある。また、プロジェクトファイナンスの場合において、金融機関は費用増額時等の費用回収のリスクを踏まえ、大規模な融資を躊躇する傾向にあり、投資が遅れる可能性がある。

こうした整備計画を取り巻く環境を踏まえ、本ガイドラインでは、整備計画に基づく連系線等の工事に関し、以下の事項を明確化することで、事業に要する費用回収の予見性を高めるとともに国民負担の抑制を図ることを目的とする。

- 電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）が行う整備計画の策定ならびに工事の実施に関するコスト検証の基本的な考え方、具体的なプロセス。
- 送電事業者等が実施するコスト抑制に向けた取り組みを適切に検証するための考え方。
- 計画策定段階における予備費計上の考え方、及び工事の実施段階において計画策定段階では予見困難であった事象が発生した場合の予備費執行と検証に関するルール。
- 計画策定段階における物価上昇想定、及び物品発注段階や工事の実施段階における物価上昇の扱い。
- 計画策定段階における工期設定の考え方、及び工期の見直し、検証を行うプロセス。
- 検証結果のレベニューキャップ制度における扱い。

II ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、電気事業法第二十八条の四十八第 1 項に基づき広域機関が策定し、経済産業大臣に届け出る整備計画の計画策定段階における有資格事業者に対するコスト検証等の手続きや方法、計画実施段階における事業実施主体に対するコスト検証等の手続きや方法、検証結果の取り扱いを明確化するもの。あわせて、それ以外の広域機関が関与する系統整備計画におけるコスト・工期の考え方を明確化するもの。

なお、本ガイドライン策定前に策定された整備計画については、計画策定時の考え方を尊重するものとする。

III 適用範囲

本ガイドラインは、広域機関が関与する系統整備計画（広域系統整備計画を含む）に適用する。

IV 整備計画における工事費の概算額の考え方

整備計画の策定段階においては、工事費の概算額は実施案を作成・提出する時点（以下、「計画段階」という。）の物価に基づき計上することを基本とする。ただし、メーカーの見積額を参照する場合などにおいて、作成・提出する時点以外の物価に基づき計上することが必要な場合には、計上した費用の考え方を示すこととする。

効率的な検証と工事費増額に対する説明性を向上するため、将来の物価上昇ならびに計画段階では予見困難な事象¹の発生に対応するための費用を工事費の概算額とは区分し、将来の工事費の変動の可能性を示すこととする。ここで、予見困難な事象の例は第Ⅳ章第２節「予備費の機能と執行ルール」の「表１：予備費の対象・非対象となる具体的な事例」を参照することとする。

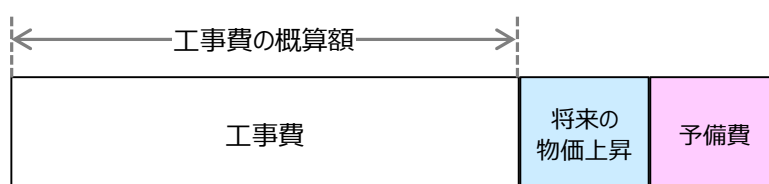


図１：工事費の概算額の範囲 ※今後の整理の結果によっては見直す場合がある

Ⅴ 検証プロセス

整備計画に係る検証プロセスは、広域機関が設置する広域系統整備委員会ならびに計画評価及び検証小委員会において実施し、その検証の結果について電力・ガス取引監視等委員会に共有する。検証の実施にあたり、有資格事業者または事業実施主体は、広域系統整備委員会ならびに計画評価及び検証小委員会において工事内容・費用等について説明を行うことができる。

なお、検証後の工事費の変動状況を確実かつ効率的に把握するための補完的な位置づけとして、送配電等業務指針第５３条に定める四半期ごとの情報提供のうち、第４四半期の報告において、事業実施主体から広域機関に対して工事費の見通しを報告することとする。広域機関は報告された内容について、広域系統整備委員会に報告を行う。

¹ 予見困難な事象とは、合理的な検討を行っても予見が困難な事象、または事象そのものは予見可能であっても当該事象に係る工事費または変動分の合理的な算出が困難な事象をいう。

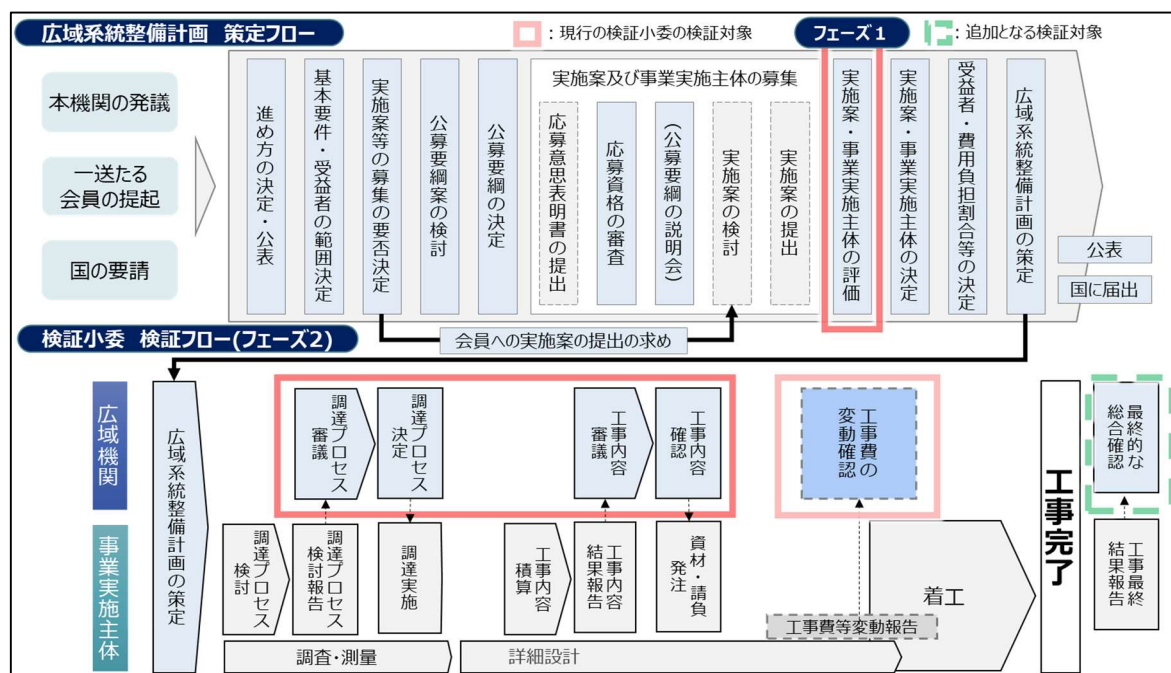


図2：計画評価及び検証小委員会における評価・検証プロセス

1. 検証のタイミング

フェーズ1（整備計画策定前）

有資格事業者が提出する実施案について、広域機関の業務規程に定める確認事項に関する総合的な評価を行う。

フェーズ2（整備計画策定後～工事完了）

整備計画における事業実施主体の工事内容ならびに工事内容ごとの調達プロセスの検証を行う。

なお、事業実施主体は検証を受けるにあたり、工事内容の妥当性の根拠として事業実施主体以外の一般送配電事業者等の当該工事に精通した事業者（複数の事業者が望ましく、必要により広域機関が指名する）による工事内容の確認結果（相互確認結果）を提出することができる。事業実施主体が相互確認結果を提出した場合には、計画評価及び検証小委員会において工事内容に対する技術的妥当性やコスト合理性の評価が適切に行われているか等について確認し、工事計画の妥当性確認の根拠とする。また、事業実施主体は、工事費の変動がある場合は、その要因について過去の類似事例を参照する等の合理的な説明を実施し、検証期間短縮に努めるものとする

（1）調達・工事発注段階

① 工事開始前の調達方法・工事内容の確認

主要な工事や物品の調達に着手する前に、事業実施主体が計画している調達方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、他の送配電事業者との共同調達、総合評価落札方式の採用等）について、コスト効率性と公平性、リスク分担の観点からその妥当性を確認する。特に、一般競争入札以外の方法（指名競争入札、随意契約、予報発注等）を採用する場合には、事業実施主体はその合理的な理由を説明する。

工事内容については、詳細設計による整備計画策定時からの変更内容について、妥当性を確認する。あわせて詳細設計段階におけるコスト抑制の取り組みについても確認する。

(主要な工事・物品の例について、今後記載予定)

② 調達状況・工事発注状況の確認

主要な調達・工事（応札・応募状況、契約の相手方、契約金額等）について、上記①で確認した計画からの変更の有無、妥当性を確認する。

(2) 工事期間中（中間検証）

整備計画全体の工事費総額から物価上昇分を除いた額について、整備計画策定時に計上した予備費及び工事費の概算額の合計額を超過する見通しが生じた場合に、速やかにその要因分析と事業実施主体の対応（コスト抑制努力、代替策の検討等）の検討や妥当性について確認を行う。なお、物価上昇は中間検証実施の基準とせず、事後的に確認を行うことを基本とする。

また、上記に関わらず、設計完了時や主要な工事段階の完了時など、対象事業の規模や特性、リスク等を踏まえ、広域機関が必要と認めるタイミングやレベニューキャップ制度に基づく託送料金申請のタイミング等において事業実施主体から依頼があった場合（物価上昇分の検証のために依頼する場合を含む）には中間検証を行う。なお、広域機関が必要と認めるタイミングとは、広域機関が、物価上昇が整備計画策定時の想定を上回り全体工事費の大幅な増加が見込まれると判断した場合等をいい、中間検証を実施する場合は事前に事業実施主体へ通知する。

なお、中間検証を行う場合において、事業実施主体は必ずしも工事を中断する必要はないものとする。

(3) 工事完了後（最終検証）

整備計画に係る全ての工事等が完了し、最終的な費用が確定した後、事業全体のコスト効率性、計画達成状況等について総合的な検証を行う。

ただし、工事が計画通りに進捗し、上記(1)及び(2)の検証において問題点の指摘や事後確認を要する事項がなかった項目等については、事業実施主体からの実績報告の確認をもって完了とする。

2. 検証の主な項目・基準

本検証においては、主に以下の項目について、その妥当性や合理性を確認する。

(1) 工事内容ならびに工事内容ごとの調達プロセスの確認

- 競争性の確保:競争入札を基本としつつ、工期等を考慮し、他の送配電事業者との共同調達や総合評価落札方式の活用など、状況に応じた最も競争的かつ効率的な調達方法が選択・実施されているか。
- 調達方法の合理性:随意契約を採用する場合には、その必要性・合理性について、事業実施主体から十分な説明がなされているか。
- 契約方式:工事の特性やリスク分担を踏まえ、適切な契約方式（例：総価契約、単価契約、コストプラスフィー契約等）が選択されているか。
- 調達の状況:予定価格の設定根拠、応札状況等が妥当な範囲にあるか。

- 設計・仕様：最適な工法・技術の採用、過剰スペックの回避など、設計・仕様の合理性。
- 工程管理：効率的な工程管理による工期遵守・短縮努力。

(2)計画からの費用増減の要因分析と妥当性評価

- 費用増減の要因特定：整備計画からの費用増減（計画からの変更、物価変動、予見困難な事象の発生等）の要因が具体的に特定されているか。
- 要因発生への対応：要因発生に対する事業実施主体の対応（リスク管理策の実施状況、代替案の検討・実施状況等）は適切であったか。
- 費用増減額の算定根拠：費用増減額の算定根拠は客観的かつ合理的であるか。

VI 予備費及び物価変動の取り扱い

1. 予備費

(1) 設定の考え方と計上

有資格事業者は、計画段階で、予見困難な事象の発生による費用増に備えるための予備費を計上することができる。

予備費は、当初見込まれる工事費の概算額、将来の物価上昇とは区分し、計上するものとする。

予備費の額（または率）は、有資格事業者が算定する。

予備費は実施案の個別件名（対策工事件名）ごとに算定する。

ただし、予備費は、予見困難な事象の発生に備えるための費用であることから、計画段階において精緻に想定することは困難であるため、類似の広域系統整備事業や他の大規模インフラ事業における予備費の設定・執行実績、並びに当該対象事業の特性（例：事業規模、工期、技術的難易度、地質・気象条件、関係者調整の複雑さ等）や潜在的なリスク評価等を総合的に勘案し、工事費の概算額の 10～15%程度を計上する。なお、有資格事業者が合理的に説明できる場合には、事業の規模や性質に応じて個別の予備費額を設定できるものとする。

予備費計上の考え方の例

海底直流送電や長距離（100km 超）架空送電線等は 15%、それ以外は 10%

工事期間中に予備費を見直す必要が生じた場合には、その時点の残工事を基に再設定するものとし、その際には工事が一定程度進捗し残工事の潜在的なリスクを計画段階より精緻に想定できると考えられることから、個別に算出した値を計上することを基本とする。ただし、個別に算出しがたい場合には、事業実施主体は理由を説明のうえ残工事の概算額の 10～15%程度を計上するものとする。

(2)予備費の機能と執行ルール

工事期間中に計画段階で予見困難な事象により費用増が発生した場合において、物価上昇分を除く整備計画全体の工事費総額が整備計画策定時に計上した工事費の概算額の総額に予備費を加えた額の範囲を超過する見通しが生じた場合、事業実施主体は中間検証を受けることとし、超過分も含めて妥当性を確認する。ただし、整備計画の完了予定時期が遅延する場合は、第 VII 章第 2 節「整備計画策定時の予見困難な事

象に対する対応」に基づき、事業実施主体は速やかに広域機関に報告を行う。なお、事業実施主体を構成する事業会社ごとまたは工区ごとに予備費の執行を管理する場合は、事業実施主体はあらかじめその範囲を明確化する。

予備費の執行は、原則として、計画段階で予見困難な事象に起因する費用とする。なお、発生した事象が判断基準に記載のない場合等については、類似する判断基準等を参照しながら適否を個別に判断することとし、事業実施主体で判断が困難な場合には、事業実施主体は広域機関に予備費執行に該当する事象か確認を求めることができる。

予備費の対象の判断基準

判断基準①：災害等、事前に発生頻度の想定や対策費の算定が困難な事象

判断基準②：調査・測量の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象

判断基準③：関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象

（予備費の対象・非対象となる具体的な事例について、今後表 1 を記載予定）

事業実施主体は、予備費を執行する見込みとなった場合（整備計画全体の工事費総額から物価上昇分を除いた額が整備計画策定時に計上した工事費の概算額の合計額を超過する見込みとなった場合）または執行した場合、その理由、対応内容、見込額（執行額）、及び具体的な用途について整理でき次第、速やかに広域機関に対し報告するものとする。

また、事業実施主体が工事期間中に予備費を見直す場合、広域機関は中間検証を行い、その結果ならびに事業者が示す設定根拠等をふまえて見直し額の妥当性を確認する。

(3)事後検証

予備費の執行状況及びその妥当性については、事後的に、中間検証または最終検証のタイミングで検証を行う。検証においては、執行理由が「予見困難な事象」の定義に合致するか、執行額は当該事象への対応として合理的であったか、広域機関への報告が適切に行われたか等を確認する。

2. 物価変動への対応

(1)物価上昇の想定

有資格事業者は、計画段階において、物価上昇による将来的な工事費の増加が想定される場合には、実施案において、物価上昇の想定とその考え方を示すものとする。

（望ましい想定方法と考え方の例や公的または信頼性のある指標の例について、今後記載予定）

なお、有資格事業者は、個別の事情がある場合には、理由を明確にしたうえで上記によらず他の指標を用いることができるものとする。

(2)物価上昇の確認

事業実施主体は、整備計画の策定後に、物価上昇による調達価格や工事費等の増加が見込まれる時は、

建設資材価格指数、労務費指数など、対象費目に適した複数の公的または信頼性のある指標を用い、用いた指標、当該指標を用いた根拠、算定期間、算定方法の妥当性について、広域機関に報告を行うものとする。

(望ましい報告内容の例について、今後記載予定)

広域機関は工事費の変動状況について、定期的に広域系統整備委員会又は計画評価及び検証小委員会に報告を行う。

なお、物価下落により工事費が減となる場合においても、最終検証等において確認し減額分を反映する。

VII 工期に対する考え方

1. 計画段階の想定事象に対する対応

有資格事業者は工期を想定する上での前提条件を明らかにし、工期短縮に対する対応方針や具体的な短縮の可能性について、それを実現するために必要な要素などを明確にする。合わせて工期延長の可能性については、事前に想定される工期延長の理由とともに、これを考慮した工期についても可能な範囲において明らかにする。

なお、広域機関は、有資格事業者の説明を踏まえた工期を示すとともに、工期見直しの判断基準となる項目と整備計画策定時の工程における該当時期を整備計画に明記することとする。

2. 計画段階で予見困難な事象に対する対応

天災等の計画段階で予見困難な事象により、工期の遅延が見込まれる時には、事業実施主体は速やかに広域機関に報告を行う。広域機関は事業実施主体に対策の検討などを指示するとともに、必要に応じて報告内容を踏まえて検証を行うこととする。

VIII 工事の継続が困難な場合の取り扱い

事業実施主体が工事の継続が著しく困難であると判断する場合には、合理的に可能な範囲で速やかにその理由とその時点における工事の状況を広域機関に報告する。広域機関は報告内容の確認を行うとともに、必要により代替案（工事費・工期・工事内容等の変更案）の提示を求めて評価を行い、その内容を資源エネルギー庁に報告する。

広域機関から報告された内容に基づき、資源エネルギー庁および広域機関は、工事の継続、工事内容の変更または工事の中止について協議する。

また、対応するために必要な措置等について、事業実施主体、広域機関、資源エネルギー庁で協議する。

IX 検証結果のレベニューキャップ制度における取り扱い

全国調整スキームを適用する地域間連系線等において、本ガイドラインに基づく広域機関及び資源エネルギー

庁による検証の結果、妥当性が認められた費用等について、電力・ガス取引監視等委員会は、託送料金審査時において、その結果（金額）を確認する。